

平成 25 年 5 月 20 日

作品購入規程

公益財団法人 樂美術館

作品購入規程

(目的)

第1条 作品購入は樂美術館の公益事業（定款第3条及び第4条）目的に則り、収蔵作品・資料のよりよい充実をはかるために行う。

(購入)

第2条 当館の事業目的に添った、歴史的史料価値、芸術的価値等の高い作品を選定する。

第3条 購入作品は当館の基本財産とする。

第4条 作品購入に関して、当館の役員ならびに職員はいかなる利益も授受してはならない。

(購入作品選定)

第5条 作品購入の選定は、理事長、学芸員の発案により、理事長が購入委員会を招集、同委員会で調査、検討し、意見書を理事会に提出する。

第6条 購入決定作品の支払計画案は、理事長、事務長、学芸員によって検討し、原案を理事会に提出する。

(選定基準)

第7条 購入作品の選定基準は、樂美術館の事業目的に沿って樂焼陶芸作品その他の日本陶芸作品、茶道美術及び樂焼に関する歴史資料とする。

なお、購入対象には現存の作家による作品は入れない。

(購入決定)

第8条 購入作品の決定は、理事会に於いて、購入委員会より提出された意見書、ならびに支払計画案に基づき、慎重に審議し決議する。

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の賛成決議をもって決定する。但し緊急を要する場合は、文書による理事全員の賛成をもって決定することができる。

第10条 第9条の理事会決定を受けて、事務長は直ちに購入手続き及び支払いに入る。

(購入委員会)

第11条 購入委員会は5名とする。

- 1, 委員構成 当館役員2名、外部専門委員1名、理事長、学芸員とする。
- 2, 委員の選任 委員の選任は理事会において理事の過半数の賛成を以て決議する。
- 3, 任期 委員の任期は2年とし、重任を可とする。

第12条 購入委員会は、購入作品の候補ならびに購入計画案を詳細に検討し、購入に関する意見書を作成して理事会に提出する。

第13条 購入作品についての意見書は、購入委員会全員の承認を以て有効とする。

但し、緊急を要する場合は、資料を事前に各委員に配布して検討し、文書による各委員全員の意見書承認を以て有効とすることができる。

(対象作品)

第14条 当規程の対象となる作品は、一作品の購入価格が100万円（消費税を除く）以上のものに限るものとする。

補足

最初の購入委員会 委員候補 5名

樂吉左衛門 氏	当館理事長	樂家十五代当主 陶芸作家
林屋晴三 氏	当館理事	東京国立博物館名誉館員 陶磁研究者
赤沼多佳 氏	当館評議員	三井記念美術館参事 陶磁研究者
尾野善裕 氏	外部専門委員	京都国立博物館学芸員 陶磁専門 当館学芸